

全国意見照会の集約結果・標準仕様書案の 修正内容について

令和6年7月23日

1. 全国意見照会 意見集約(回答団体数)

○ 全国意見照会(令和6年6月12日～令和6年6月26日)の意見は、**35 団体**から寄せられた。

自治体分類	本紙	別紙1 業務フロー	別紙2・1 機能・帳票要件	別紙2・2 管理項目	別紙3・4 帳票詳細要件 帳票レイアウト	その他 適合基準日	回答団体数	回答団体率
指定都市 (20)	3	2	4	1	3	3	8	40.00%
中核市 (62)	1	1	8	2	2	4	12	19.35%
特別区 (23)	1	0	1	0	1	0	2	8.70%
市町村 (1,636)	2	3	5	2	3	3	13	0.79%
合計 (1,741)	7	6	18	5	9	10	35	

1. 全国意見照会 意見集約(意見数:自治体分類別)

○ 全国意見照会(令和6年6月12日～令和6年6月26日)の意見は、**170件**が寄せられた。

自治体分類	本紙	別紙1 業務フロー	別紙2・1 機能・帳票要件	別紙2・2 管理項目	別紙3・4 帳票詳細要件 帳票レイアウト	その他 適合基準日	意見数	意見率
指定都市 (20)	4	2	51	1	10	3	71	41.76%
中核市 (62)	2	2	21	8	11	4	48	28.24%
特別区 (23)	2	0	1	0	2	0	5	2.94%
市町村 (1,636)	3	8	7	10	15	3	46	27.06%
合計 (1,741)	11	12	80	19	38	10	170	

1. 全国意見照会 意見集約(意見数:対応方針別)

- **33件**のご意見を標準仕様書【第1.0版】案へ反映済み。
意見に回答し完了としたものは**127件**、継続検討は**0件**となっている。

自治体分類		本紙	別紙1 業務フロー	別紙2・1 機能・帳票要件	別紙2・2 管理項目	別紙3・4 帳票詳細要件 帳票レイアウト	合計	割合
1.標準仕様書【第1.0版】案へ反映		1	4	7	0	21	33	20.63%
2.意見へ回答し完了		10	8	73	19	17	127	79.37%
3.継続検討		0	0	0	0	0	0	0%
内訳	3.1 データ・連携要件	0	0	0	0	0	0	0%
	3.2 機能・帳票要件	0	0	0	0	0	0	0%
	3.3 その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計		11	12	80	19	38	160	

2. 全国意見照会での主な意見と修正内容

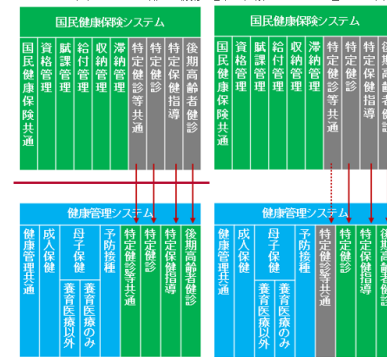
No	対象	ご意見の概要	修正内容
1	本紙	<p>特定健診等共通の機能要件の一部が国民健康保険共通及び健康管理共通の機能要件に含まれていることを図で示し、「操作権限設定・管理、証跡管理機能は実装される別システムにおける共通機能要件に合わせるものとする」と本文に記載するか、「(別紙2-1)機能・帳票要件_01.特定健診等共通」に操作権限設定・管理、証跡管理機能の機能要件を加えたうえで、「特定健診等共通の機能要件については、実装される別システムにおける共通機能要件で満たされる限りにおいて、省略される」と本文に記載すべきである。</p>	<p>操作権限やログについては、「特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】(案)」の「(10)操作権限について」および「(11)アクセスログ管理について」にて記載済みです。</p> <p>国民健康保険システムの一部として導入する場合においても、国民健康保険システムの本紙・共通機能要件ではなく、特定健診等システムの本紙・共通機能要件に準拠する旨を追記しました。</p> <p>また、健康管理システム等他のシステムのサブユニットとして導入される場合、サブユニットの考え方として、共通機能要件は導入先システムの共通機能要件に準拠する旨を追記しました。</p>

■仕様書修正イメージ

1. 本仕様書の作成における前提

- 自治体システム標準化は、標準化法第2条において「地方公共団体が利用する情報システム」が対象とされており、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者健康診査（以下、特定健診等）において市区町村が独自で調達するシステムについても標準化の対象になると考えられるため、本仕様書を作成する。
- 高齢者の医療の確保に関する法律において、特定健診等は保険者（国保においては市区町村）が行うことと規定されていることから、本仕様書は国民健康保険システム標準仕様書の一部として作成する。
- 一方、国民健康保険システムと特定健診等は業務特性として相違があるため、国民健康保険システムの考え方や共通機能を採用すると、機能が不足する等の問題が発生することが想定される。このことから、特定健診等システムとして固有に本紙や共通機能を定義し、国民健康保険システムの要件は利用しないこととする。

図 1-3 一部の機能を他業務システムとして調達する場合のイメージ



国民健康保険システムの一部機能を別のシステムとして調達する場合には、当該機能に係る国民健康保険システム標準仕様書を切り出し、別のシステムの標準仕様書と統合して用いることができる必要がある。なお、別のシステムとして調達する場合、特記がない限り、共通機能は切り出しの対象外（統合側のシステムのものを利用すること）となる。

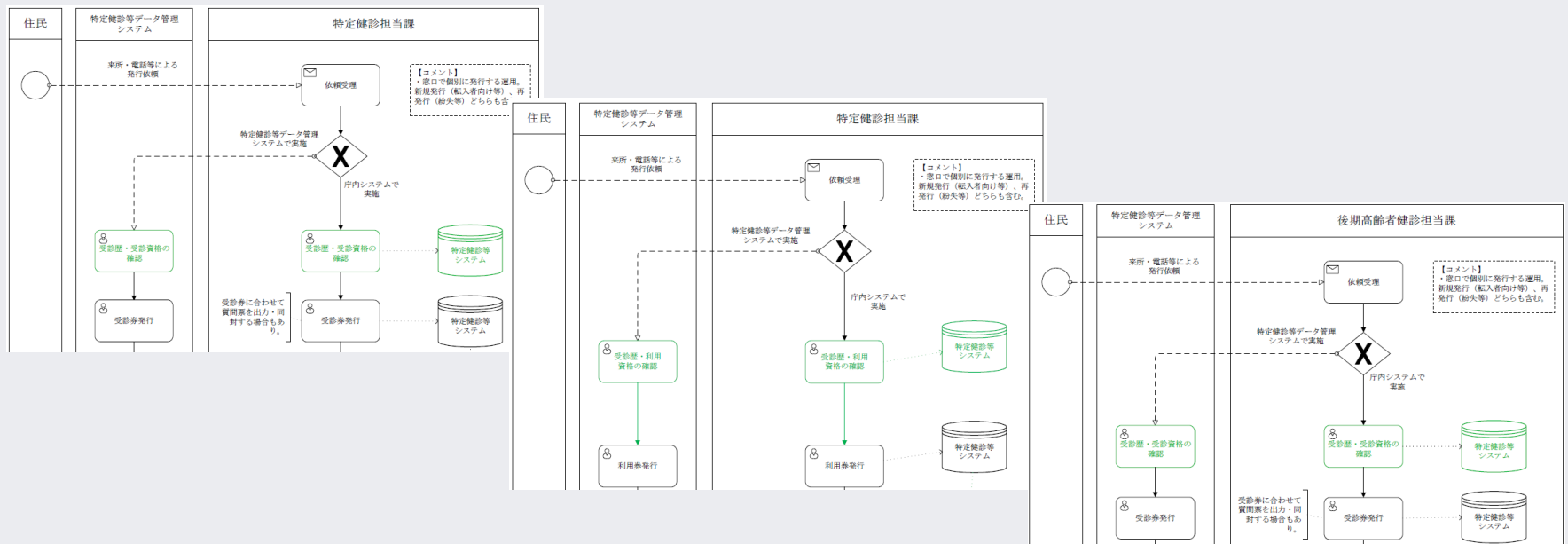
■修正対象箇所

○本紙 4ページ、13ページ

2. 全国意見照会での主な意見と修正内容

No	対象	ご意見の概要	修正内容
2	別紙1	受診券発行について「依頼受理」後にシステムでの「資格確認」のタスクが必要なのではないか。	特定健診および特定保健指導、後期高齢者健診の対象者管理：受診券（利用券）発行（窓口発行）のフローに、資格確認の工程を追記しました。

■仕様書修正イメージ



■修正対象箇所

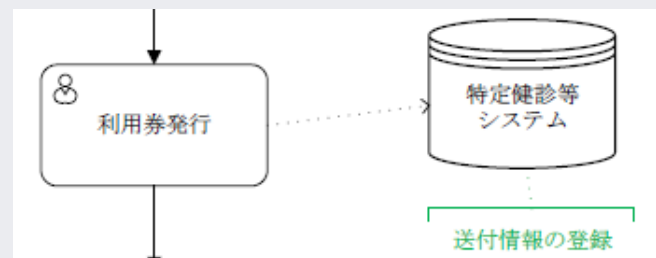
○(別紙1)業務フロー

- ・02.【特定健診】対象者管理 02.受診券発行(窓口発行)
- ・04.【特定保健指導】対象者管理 02.利用券発行(窓口発行)
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理 02.受診券発行(窓口発行)

2. 全国意見照会での主な意見と修正内容

No	対象	ご意見の概要	修正内容
3	別紙1	中項目「05 個別受付(電話・はがき)」・「06 個別受付(電子申請)」において、「送付情報の登録」の記載があるが、「01受診券発行(一括発送)」等にも記載が必要ではないか。	送付情報の登録に関する記載が漏れておりましたので、業務フローに追記しました。

■仕様書修正イメージ



■修正対象箇所

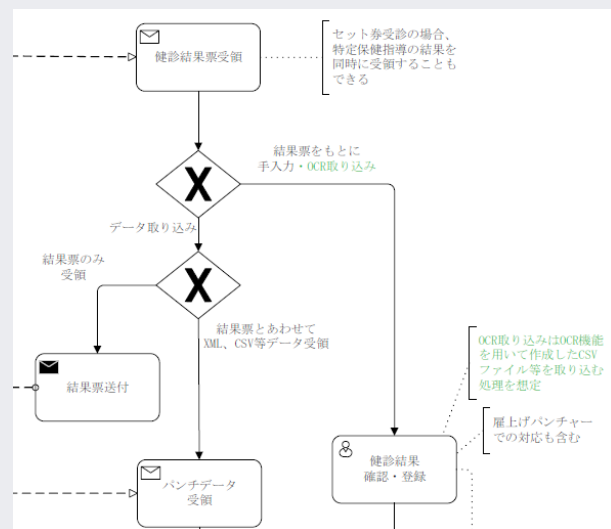
○(別紙1)業務フロー

- ・02.【特定健診】対象者管理
 - 01.受診券発行(一括発送)
 - 02.受診券発行(窓口発行)
- ・04.【特定保健指導】対象者管理
 - 01.利用券発行(一括発送)
 - 02.利用券発行(窓口発行)
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理
 - 01.受診券発行(一括発送)
 - 02.受診券発行(窓口発行)

2. 全国意見照会での主な意見と修正内容

No	対象	ご意見の概要	修正内容
4	別紙1 2-1	健診結果票受領後、手入力だけでなく、OCR取り込みも必要である。	業務フローおよび機能要件に、OCR等で電子化したデータの取込に関する補足を追記しました。

■仕様書修正イメージ



機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		特定健診等システム	特定健診	
0990125	健診結果情報ファイルを一括して取り込みできること。 ※1 登録時にはデータ登録時チェックに関する機能要件を実施し、エラー内容はリストとして出力できること ※2 エラーリスト、及びエラー内容は保存でき呼び出すことができること	○	○	健診結果票をパンチ事業者でデータ化する。もしくはOCRで電子化する等、独自のインタフェース（CSVファイル等）にてシステムに取り込む場合である。

■修正対象箇所

○(別紙1)業務フロー

- ・03.【特定健診】健診情報管理 02.結果入力(健診機関)
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理 02.結果入力(健診機関)

○(別紙2-1)機能・帳票要件

- ・03.【特定健診】健診情報管理:機能ID0990125
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理:機能ID0990213

2. 全国意見照会での主な意見と修正内容

No	対象	ご意見の概要	修正内容
5	別紙 2-1	各台帳画面で対象者を特定した際、支援措置対象者である場合は、気づける仕組みとすることを実装必須機能とすべきである。	他業務の標準仕様書と合わせて、支援措置対象者に関する要件の実装類型を「実装必須」に修正しました。

■仕様書修正イメージ

機能ID	機能要件	実装区分			
		特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診
0990053	各台帳画面で対象者を特定した際、支援措置対象者である場合は、気づける仕組みとすること。	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎
0990072	任意の一覧抽出結果では、支援措置対象者が含まれていた場合は気づける仕組みとすること。	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎
0990084	通知書等の帳票を一括出力する時、支援措置対象者が含まれていた場合は気づける仕組みとすること。	○ ◎	○ ◎	○ ◎	○ ◎

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

・01.特定健診等共通:機能ID0990053、0990072、0990084

2. 全国意見照会での主な意見と修正内容

No	対象	ご意見の概要	修正内容
6	別紙 2-1	特定健診等データ管理システムで発番済みの特定健診受診券(セット券)整理番号を取り込みする際、途中加入者にセット券を発行している場合もあるので、取り込みIFにTKAB261のファイルも追加してほしい。もしくは、受診券と同様にFKAC173:特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル(セット券)を取り込みできるようにしてほしい。	特定健診受診券(セット券)の連携インターフェースが不足していたことから、特定健診受診券のインターフェースと整合を取る形で修正しました。

■仕様書修正イメージ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	
						特定健診等システム	特定健診
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能			0990105	特定健診等データ管理システムで発番済みの特定健診受診券(セット券)整理番号を取り込みできること。 ※1 登録時にはデータ登録時チェックに関する機能要件を実施し、エラー内容はリストとして出力できること <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> TKAB251、TKAB252、TKAB261、TKAB262、TKAB271、TKAB281：受診券(セット券)発行対象者抽出ファイル 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_02.【特定健診】対象者管理」【受診券情報】参照	◎	◎
2.【特定健診】対象者管理	2.2.受診券情報管理機能			0990251	特定健診等データ管理システムで発番済みの特定健診受診券(セット券)情報を取り込みできること。 ※1 登録時にはデータ登録時チェックに関する機能要件を実施し、エラー内容はリストとして出力できること <以下特定健診等データ管理システムインターフェース> FKAC173：特定健診結果等情報作成抽出(受診券情報)ファイル(セット券) 【管理項目】 「(別紙2-2)管理項目_02.【特定健診】対象者管理」【受診券情報】参照	○	○

■修正対象箇所

○(別紙2-1)機能・帳票要件

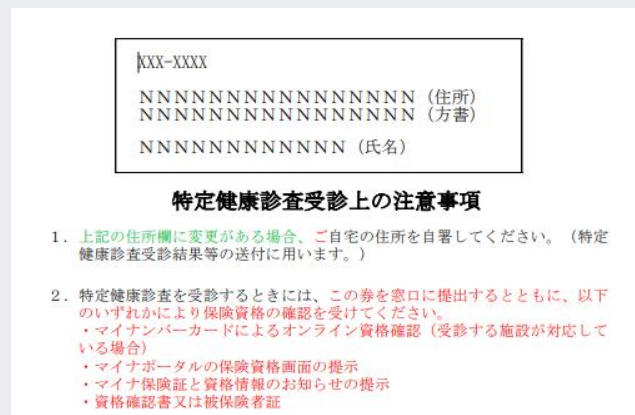
・02.【特定健診】対象者管理:機能ID0990105、0990251(新規機能:29行目)

2. 全国意見照会での主な意見と修正内容

No	対象	ご意見の概要	修正内容
7	別紙3・4	受診券および利用券のレイアウトに関する様々なご意見	帳票レイアウトは、特定健診等データ管理システムの共同処理機能をベースとして定めております。 特定健診等データ管理システムの最新帳票レイアウトを踏まえて別紙3・4を修正しました。

■仕様書修正イメージ

帳票詳細要件 (01)		
業務	03.【特定健診】健診情報管理	
帳票名称	01. 特定健康診査受診結果通知表	
通番	システム印字項目	必須
22	随時中性脂肪	●
23	HDL-コレステロール	●
24	LDL-コレステロール	●
25	Non-HDLコレステロール	●
26	肝機能検査 AST (GOT)	●
27	ALT (GPT)	●
28	γ-GTP γ-GT (γ-GTP)	●
29	血糖検査 空腹時血糖	●
30	HbA1c(NGSP値)	●
31	随時血糖	●
32	尿検査 糖	●
33	蛋白	●
34	貧血検査 赤血球数	●
35	尿色表量	●



■修正対象箇所

○(別紙3)機能・帳票要件

- ・03.【特定健診】健診情報管理 01. 特定健康診査受診結果通知表 項目28
- ・07.【後期高齢者健診】健診情報管理 01. 後期高齢者健康診査受診結果通知表 項目26

○(別紙4)帳票レイアウト

- ・02.【特定健診】対象者管理
 - 01_特定健康診査受診券(1)_A4
 - 03_特定健康診査受診券(1)_はがき、04_特定健康診査受診券(2)_はがき
 - 05_特定健康診査受診券(セット券)(1)_A4
 - 07_特定健康診査受診券(セット券)(1)_はがき、08_特定健康診査受診券(セット券)(2)_はがき
- ・04.【特定保健指導】対象者管理
 - 01_特定保健指導利用券(1)_A4、03_特定保健指導利用券(1)_はがき、04_特定保健指導利用券(2)_はがき
- ・06.【後期高齢者健診】対象者管理
 - 01_後期健康診査受診券(1)_A4、03_後期健康診査受診券(1)_はがき、04_後期健康診査受診券(2)_はがき

3. その他照会事項に関するご意見

○ 全国意見照会にてその他照会事項としていた適合基準日に関するご意見と、事務局の見解は以下の通り。

No	適合基準日案	件数	主なご意見	事務局見解
1	令和11年3月31日	1件	年度で予算執行をおこなうため、年度内での適合、費用請求が適切と考えられる。4月1日時点情報で新年度の健診対象者の抽出を実施しているため、適合当日の作業はトラブル発生の要因となる。年度当初は国保加入・脱退が多いため、繁忙期を避けて適合する方が合理的である。	デジタル庁からの指針を踏まえて、他の20業務と合わせて、4月1日としております。適合基準日はあくまで最終期限であり、システム稼働日は各自治体で設定いただくものと考えております。
2	令和11年4月1日	5件	令和11年4月1日で問題ないと考えます。また上記適合基準日とする際の標準化移行における補助金の取り扱いについて、国からお示しいただくようお願いします。	令和8年度以降の補助金の取り扱いについては、関係省庁で検討いただいているものと認識しております。
3	令和12年4月1日	1件	特定健診の第5期が令和12年からであり、適合基準日より前に実装することも可能であるならば、令和12年4月1日としてはどうか。	特定健診の第5期の開始年月と適合基準日で直接的な因果関係は無いと考えております。現実的な範囲で、出来る限り早期に標準化を実現できるよう、適合基準日を設定したいと考えております。
4	令和13年4月1日	1件	システム更改を検討するスパンが5年刻みである自治体が多いと考えられ、令和8年4月1日が20業務の適合基準日となっている現状を踏まえ、当該日から5年より短い日を基準日とすると柔軟なシステム選択ができなくなる恐れがあるため。	ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムにおいては、必ずしも5年刻みの契約になるとは限らないと考えております。標準化以降はガバメントクラウド上に構築されたシステムを利用するという形が想定されることから、適合基準日に限らず柔軟なシステム選定は可能であるものと考えております。

3. その他照会事項に関するご意見

○ 全国意見照会にてその他照会事項としていた適合基準日に関するご意見は以下の通り。

No	適合基準日案	件数	主なご意見	事務局見解
5	記載なし	2件	政令指定都市については適合基準日を後ろ倒しにすべき。 移行困難システムの認定により、特に政令市では標準システムへの移行期限が延長されている。令和7年度以降も引き続き多くの自治体やベンダが現行の標準化対応に注力することが想定されるため、そうした状況も踏まえて適合基準日をご検討いただきたい。	特定健診等業務は「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の中で、業務自体が一定程度標準化されている状況ですので、Fit & Gapにおいても既存システムからの大きな差異は発生しないものと考えております。 また移行困難システムに関する移行期限等について、現時点では明確に示されていない状況ではありますが、適合基準日を令和11年4月1日とすれば、導入に向けて一定の期間は確保されるものと考えております。

○ 上記のご意見を踏まえて、現実的な範囲で、出来る限り早期に標準化を実現できるよう、当初の素案通り、適合基準日を**令和11年4月1日**としている。

4. その他(機能IDについて)

- 機能ID等について、暫定的に頭3桁を「099」としていたが、デジタル庁より「040」を付番いただいたので、第1.0版公開時には頭3桁を「040」とする予定。なお下4桁については、変更しない予定。

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件
1. 【特定健診等共通】					
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990001	住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システム（サブユニット含む）で利用できること ※2 連携頻度はリアル・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。

機能ID「0400001」
とする予定

4. その他(標準化対象事務を定める政令について)

- 標準化対象事務を定める政令について、法制化に向けて調整中としていたが、関係省庁にて引き続き調整を進めることとなっているため、第1.0版公開時においても現行通りの記載となる予定。

■ 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】案 本紙8ページ

<参照条文>←

- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）←

※ 定められ次第追記（法制化に向けて調整中） ※←

←

- ・ 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁・総務省令第1号）←

（令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務）←

※ 定められ次第追記（法制化に向けて調整中） ※←